GEKIMIN

元気な民商ニュース

ＮＯ，４６４

発行:北区民主商工会
住所:北区豊島２-１３-７
電話 3913−6632
FAX 3913−6741

商工新聞の読みどころ　▼消費税増税への布石…1 面 ▼商売繁盛…1 面 ▼滞納処分の執行停止…2 面 ▼高額医療費など…2 面 ▼私たちの主張…2 面 ▼住宅ローン私も下がった…3 面▼被災地に船を…3 面▼大腸がん検診の意義…4 面▼視点…7 面▼随想…8 面

ホームページ http://www3.kitanet.ne.jp/~kitamins/index.html　Eメール kitamins@ma.kitanet.ne.jp

融資実行に励まされ 心機一転・営業活動

印刷コンサルタント業を営むＯさん(豊島支部)は、大学の研究室などをお得意様に持つ自費出版のコーディネーターとして、長年務めた印刷業界の繋がりを活かし営業をしています。

近年、体調が思わしくないところへきて、３月11日の大震災で材料は手に入らず、計画停電の影響で納期は見通しがたたない状況のなか、多くの仕事がストップ・キャンセルとなり、開店休業状態に…固定経費の支払いも危うい状況になりました。そこへ来て車検の時期が来てしまい、そこはどうにか手持ち金で乗り越えましたが、大きな出費となり、少しの余裕もなくなってしまいました。

そこで民商に何かいい知恵は無いかと相談。担当事務局から「安心して新規営業活動が出来るよう、病院通いも気兼ねしないで行けるよう、低利の運転資金を申し込みましょう！返済据置だし」と、勧められ北区の不況対策資金を申し込むことに。

制度融資を借りるのは初めてとあって、あれこれと手間取ることもありましたが、民商と一緒に必要書類の点検や、記入漏れ・計算間違いがないかの確認を行いつつ…申し込み、面接・審査と進めました。

後日、保証協会から「希望額通りではありませんが…」と、融資実行のお知らせがありました。Ｏさんは、重なる台風の影響で体調は最悪の状況。そこに連絡が来て「返済が楽になると思えばそれでもいいか…」と、ついＯＫしてしまい、営業計画変更などを余儀なくされましたが「仕事激減の中での融資実行は『まだまだ頑張れ』と、言われているみたいで励みになりました。少し気弱になっていたので、再起奮闘します。」と、話してくれました。

赤羽駅構内再開発問題に関する声明

JR 東日本旅客鉄道株式会社が進めている赤羽駅構内再開発は、狭い構内の通路を更に狭め、そこに 55 店舗ものテナント出店によるショッピングモール（エキュート）を建設するというものであり、計画発覚当初から、私たち北区民主商工会はこの計画は利用客の安全を損ない、地元商店の営業を破壊するものであると、計画の凍結・見直しを求める行動を行ってきた。また、「JR 赤羽駅再開発問題を考える地域連絡会」を発足し、広く利用者・地元住民・地元商店・団体と連帯しての抗議行動を行ってきた。

そしてこの間の、再三に渡る国土交通省への告発が実り、7 月 4 日国土交通省の指導を受け、初めての住民公開説明会が行われた。しかしこの説明会で JR 側から、地元住民・商店が納得のいく資料開示や説明はなされず、会場の大半の参加者から不満や抗議、計画の凍結・見直しの意見が出されたが、この場での JR 側からの明確な回答はなく、改めての説明会の必要性が浮き彫りになった。

しかし JR 東日本は、この住民の声を全く無視する形で当初計画にほとんど修正を加えず、9 月 23 日の全面オープンをプレスリリースの形で一方的に発表した。これは国鉄から引き継がれた鉄道会社としての公共性を投げ捨て、自社の利益のために安全性を無視し、地元中小企業との共存を図るという JR 法 10 条にも違反した暴挙と言わざるを得ない。

残念ながら商店街連合会が、JR 側の当初からの一切の譲歩をしないという対応から、力の強いものとは闘えない、「出店は止められない」とのあきらめ感により、最後まで断固反対の立場に立てず、JR からの 0 回答よりは少しの見返りをの条件闘争での決着を図るという状況になってしまったが、その内容は、個々の地元商店の意思を反映したものとは言えず、JR 法 10 条の要件をクリアしたものとはなっていない。

更に安全面に対しては、住民からの充分な説明をの声に、JR は資料開示に法的義務が無いとして、流動シュミレーションなどの最低限の資料さえ公開を拒否し、住民不安を払拭しないままの一方的開業は、同列会社である JR 西日本の列車事故からさえ、なんの教訓も得ようとしない姿勢であり、住民・利用客無視の対応として重大である。

以上の事から北区民主商工会はあらためて「JR 赤羽駅再開発問題を考える地域連絡会」の活動を強化し、これからも JR 東日本に対し計画凍結・見直しを求めると共に、この運動は 9 月 23 日に強行オープンされたとしても継続していくことを決意する。またあらゆる地域で、JR による地域破壊を許さない運動の先頭に立つことを表明するものである。

2011 年 9 月 4 日
北区民主商工会理事会

10月23日民商まつり 婦人部 バザー商品募集中！

今年もやります婦人部バザー♪
お宅で眠っているあんな商品・こんな商品
民商事務所にご一報いただければ取りに伺います!(重量物はNGです)

そして、婦人部バザーの売上の一部は東日本大震災の被災地支援財政に活用します。「多額の募金はできないけど…」とか「被災地に支援に入りたいけどなかなか…」と思ってらっしゃる皆さん。支援のカタチは色々あります♪まずは押入れチェックから。宜しくお願いしまーす!

第26回 共済会総会開催

9月10日(土)北とぴあで第26回共済会総会を開催し、登録代議員36名のうち代議員22名の参加で行いました。はじめにお亡くなりになった9名の共済会員の方に、黙祷をしました。土屋理事長から「共済会は会員同士の助け合いの精神で活動しています。病気を予防し長生きするのに共済会を役立てて下さい」と挨拶。来賓では本部から宇津木会長が「共済会は世間の保険会社より制度が良いので、共済会が広がっていく運動が大事です」と、挨拶されました。講演ではほくと医療生協・保健士　高橋朋子さんから「糖尿病の予防について」と題してお話しを聞きました。糖尿病の方が3年前は1870万人だったが現在は2000万人に増加し、血糖値を下げるのもインスリンしかなくインスリンが不足しているとの報告や日頃の食生活や運動不足、ストレスなどが原因で糖尿病になり、初期には自覚症状が出ないこと、予防にはなんといっても生活習慣を改善することが話されました。「糖尿病になりやすい人は要注意！」の項目に沿いチェック項目をみんなでやってみると皆さん該当があった様です。その後1年間の運動方針の報告、今年も大腸がん検診に取り組むことや決算、予算が採択されました。今年も各支部から理事長、会計、共済理事、会計監査が選出されました。その後、和やかに懇親会をして総会が閉会しました。

【新役員体制】
理事長・土屋敬子（桐ヶ丘）
会　計・青木佐七（北　南）
専務理事・宇都宮友里

【共済理事】
菅野国雄(浮　間)
久保貞子(赤羽志茂)
郡司健治(赤稲)
佐々木弘子(東神)
渋谷ヒロ子(十条)
沼田勝巳(豊島)
青木佐七(北南)
松本成道(滝野川)
田中広邦(西ヶ原)
十条支部
王子支部
豊島支部
滝野川支部

【会計監査】
磯本龍太(滝野川)
大川時枝(桐ヶ丘)

【東商連共済会理事】
松本成道(滝野川)

以下の支部が表彰されました。

▼昨年4月より今年3月まで共済会費の15日集金を年平均80％維持できた支部
浮間支部
桐ヶ丘支部
東神支部

▼大腸がん検診を昨年4月1日現在の会員数の20％以上を組織した支部
浮間支部
滝野川支部

▼大腸がん検診を昨年4月1日現在の会員数の40％以上組織した支部
桐ヶ丘支部

特定調停の運用改善を
東京簡易裁判所へ申し入れ

弁当販売業のＩさんは売り上げが思うように伸びず、債務返済の悩みを民商に相談、虹の会でのアドバイスで銀行系カードローン3社の特定調停を東京簡易裁判所に申し入れました。特定調停では調停員は債務者の現状を良く聞き、その債務者が現実的に支払える返済金額を基に債権者と交渉することが仕事のはずですが、Ｉさんの担当調停員はＩさんの希望を尊重するどころか、36回払いでの返済が出来なければ破産しかない、商売を止めてパートなどでの収入確保をしなさいなど、一方的な返済方法をＩさんに強要してきました。更にＩさんが民商から返済希望額での調停を進めてもらうようアドバイスされたことを告げると、「あいつらはそんなことばっかり言って、やれるものなら自分たちでやってみろ。」との暴言まで吐いたそうです。

虹の会での特定調停に関するアドバイスは、最高裁判所が発行した調停員に対する「特定調停の運用に関するマニュアル本」をテキストにしており、この調停員はその指針を逸脱した不当な運用と言えます。

Ｉさんの報告を受けた虹の会では問題を重視し、9月12日にＩさんと吉良相談員・鳥居事務局長で東京簡易裁判所へ抗議と以下の特定調停の運用改善の申し入れを行いました。

申入れ内容は、左記のとおりです。

①債務者の経済的再生に資するとの観点から、申立人の返済計画を尊重し、36回という調停基準にも無い、短い期間の返済を強要しないで下さい。

②調停はあくまで申立人と利害関係者との債務返済の調整をするものなので、申立人が希望する本調停での話し合いの場を保証し、準備調停の段階で調停員の主観での取り下げ強要や破産の進めなど一方的な運用を行わないで下さい。

③本調停では、申立人の返済計画を尊重する立場で、債権者への説得を行ってください。

申し入れに対し裁判所書記官は、丁重な対応で申し入れ書と資料（最高裁判所発行執務資料コピー）を受け取り、「今日の申し入れは裁判官と担当調停員に必ず申し送りをします。」と約束しました。

さよなら原発 1000万人アクション

ひとりの力は小さくても
みんなが行動することで変えられる

9月19日(月・敬老の日)
JR 千駄ヶ谷駅より徒歩3分
明治公園集合→ 13：30 ～集会・パレード

……お知らせ……

◆会内なんでも相談会
経営・くらしのなんでも相談会です。毎週木曜午後2時～

◆会員無料法律相談
弁護士による無料法律相談会です。
次回9月28日(水)
午後2時から(要予約)

◆金融相談会虹の会
第1・第3・第5水曜
2部構成で開催
昼の部2時～
夜の部7時～
次回9月21日見学歓迎

◆TPP(環太平洋連携協定)と共済規制の行方
9月26日18時30分
会場・大塚ラパスホール
講師・東谷暁ジャーナリスト

◆記帳整理学習会
10月11日(火)2時～
パソコン記帳も手書帳簿もOK。是非ご参加ください。

みんなの力で大震災から立ち上がろう
全国業者婦人決起集会
10月4日(火)　東京・日比谷公会堂
12時会場　13時開会
増税 原発 ノー！　地域再生へ 力と心を一つに